

小規模貯水槽水道検査事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成8年条例第24号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定による小規模貯水槽水道の検査に係る事務処理について定めるものとする。

(指定検査機関の業務)

第2条 条例第15条第1項の規定により市長が指定した者（以下「指定検査機関」という。）は、別表に掲げる事項について小規模貯水槽水道の管理状況について検査するものとする。

2 指定検査機関は、前項の検査の結果、小規模貯水槽水道検査表（第1号様式）を当該設置者に交付するものとする。

3 指定検査機関は、第1項に掲げる検査の結果、次に掲げる事項に該当した場合は、設置者の同意を得て小規模貯水槽水道検査結果報告書（第2号様式）により、市長に通報するものとする。

(1) 汚水槽その他排水設備から水槽に汚水若しくは排水が流入し、又はそのおそれがある場合

(2) 水槽内に動物等の死骸がある場合

(3) 給水栓における水質の検査において、異常が認められる場合

(4) 水槽の上部が清潔に保たれず、又はマンホール面が槽上面から衛生上有効に立ちあがっていないため、汚水等が水槽に流入するおそれがある場合

(5) マンホール、通気管等が著しく破損し、又は汚水若しくは雨水が水槽に流入するおそれがある場合

(6) その他検査者が水の供給について特に衛生上問題があると認める場合

4 指定検査機関は、第1項に掲げる検査を実施したときは、3月ごとに小規模貯水槽水道検査実施状況報告書（第3号様式）を作成し、翌月15日までに市長に報告するものとする。

5 指定検査機関は設置者に対し、必要に応じて助言を行うものとする。

(指定検査機関の指定の申請)

第3条 指定検査機関の指定を受けようとするものは、小規模貯水槽水道指定検査機関申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(指定検査機関の指定)

第4条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、次の各号のいずれにも該当するときは、条例第15条第1項の指定をするものとする。

(1) 水道法（昭和32年法律第177号）第34条の2第2項の規定に基づき国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けている者であること。

(2) 第2条に規定する指定検査機関の業務を適正に行うことができると認められる者であること。

(3) 管理に関する検査を行うために徴収する手数料が適正と認められる額であること。

2 市長は、条例第15条第1項の規定により指定したときは、小規模貯水槽水

道指定検査機関指定証を発行するものとする。

(指定の取消し)

第5条 市長は、指定検査機関が前条第1項各号のいずれかに該当しなくなったと認められるときは、当該指定検査機関の指定を取り消すことができる。

(変更等の届出)

第6条 指定検査機関は、申請事項に変更があったときは、指定検査機関申請書記載事項変更届(第5号様式)により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 指定検査機関は、指定に係る業務を廃止したとき、又は指定を解除したいときは、速やかにその旨を記載した届出書に小規模貯水槽水道指定検査機関指定証を添えて、市長に提出しなければならない。

(情報提供)

第7条 市長は、小規模貯水槽水道の検査の受検促進のため、必要に応じて指定検査機関に対し、次に掲げる項目を情報提供することができる。ただし、専ら1戸の個人住宅に設置されている貯水槽は除く。

(1) 建築物の名称

(2) 貯水槽の設置場所

(3) 設置者氏名(法人の場合に限る。)

(4) 設置者住所(法人の場合に限る。)

(5) 貯水槽有効容量

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条第1項関係）

検査事項		番号	判定基準等
貯水槽の状態	貯水槽周囲の状態	1	給水設備及びこれらの周辺に、みだりに人や動物が立ち入らないよう柵、施錠等の措置を講ずること。
		2	槽周囲が清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。
	貯水槽本体及び上部の状態	3	槽に亀裂、漏水箇所がないこと。
		4	槽に雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。
		5	槽上部には、水を汚染するおそれのある設備、機械等が置かれていないこと。
	貯水槽内部の状態	6	槽内部に汚泥、サビ等の沈積物がなく、槽内の汚染、塗装の剥離等がないこと。
		7	槽内部の水面に異常な浮遊物を認めないこと。
		8	水槽の清掃を1年以内ごとに1回、定期的に行なっていること。
	マンホールの状態	9	マンホールの蓋は、防水密閉型で、ほこりその他衛生上有害なものが、入らないこと。
		10	マンホールの蓋には、施錠があり、点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。
	オーバーフロー管の状態	11	オーバーフロー管の管端部に防虫網が設置されていて、昆虫その他衛生上有害なものが、入らないこと。
		12	オーバーフロー管の管端部と排水管の流入口とは直接連結されていないこと。
	通気管の状態	13	通気管の管端部に防虫網が設置されていて、昆虫その他衛生上有害なものが、入らないこと。
	水抜管の状態	14	水抜管と排水管の流入口とは直接連結されていないこと。

高置水槽の状態	高置水槽周囲の状態	15	槽周囲が清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。
	高置水槽本体及び上部の状態	16	槽に亀裂、漏水箇所がないこと。
		17	槽に雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。
		18	槽上部には、水を汚染するおそれのある設備、機械等が置かれていないこと。
	高置水槽内部の状態	19	槽内部に汚泥、サビ等の沈積物がなく、槽内の汚染、塗装の剥離等がないこと。
		20	槽内部の水面に異常な浮遊物を認めないこと。
		21	水槽の清掃を1年以内ごとに1回、定期的に行なっていること。
	マンホールの状態	22	マンホールの蓋は、防水密閉型で、ほこりその他衛生上有害なものが、入らないこと。
		23	マンホールの蓋には、施錠があり、点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。
	オーバーフロー管の状態	24	オーバーフロー管の管端部に防虫網が設置されていて、昆虫その他衛生上有害なものが、入らないこと。
		25	オーバーフロー管の管端部と排水管の流入口とは直接連結されていないこと。
通気管の状態	26	通気管の管端部に防虫網が設置されていて、昆虫その他衛生上有害なものが、入らないこと。	
水抜管の状態	27	水抜管と排水管の流入口とは直接連結されていないこと。	
その他	給水管等の状態	28	当該施設以外の配管設備と直接連結されてなく、また、水を汚染する設備の中を貫通していないこと。
	官能検査	29	給水栓における水の色、濁り、臭気及び味に異常がないこと。
	残留塩素	30	残留塩素が給水栓で0.1mg/ℓ以上検出されること。

第 1 号様式（裏）

1 総合判定

（1）良好

（2）一部改善が望ましい。

（3）速やかに改善する必要があるので、保健所の指導を受けてください。

2 改善事項に関する助言

第 2 号様式（第 2 条第 3 項関係）

小規模貯水槽水道検査結果報告書

年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
所在地	
報告者 名 称	
電話番号	
小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例第15条第1項の規定に基づく検査を実施したところ、次のとおり管理基準不適合な施設がありましたので、報告します。	
建築物の名称等	
設 置 場 所	
設置者	住 所
	氏 名
検 査 年 月 日	
管理基準不適合の内容	
備 考	

第3号様式（第2条第4項関係）

小規模貯水槽水道検査実施報告書

年 月 日						
(あて先) 横須賀市長						
所在地						
報告者 名 称						
電話番号						
小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例第15条第1項の規定に基づく検査を実施したので報告します。						
No.	建築物 の名称	所在地	設置者(管 理者)名	検査年月 日	検査員氏 名	行政 機関 への 通報

第 4 号様式（第 3 条関係）

小規模貯水槽水道指定検査機関申請書

年 月 日					
（あて先）横須賀市長					
	住 所 申請者 氏 名 （法人にあつては、主たる 事務所の所在地、名称及 び代表者の氏名） 電話番号				
小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例第15条第1項の規定により、小規模貯水槽水道の管理状況の検査を行う者の指定を受けたいので、次のとおり申請します。					
検査を行う事業所	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">所在地</td> <td style="height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">名 所</td> <td style="height: 20px;"></td> </tr> </table>	所在地		名 所	
所在地					
名 所					
水道法第34条の2第2項に規定する簡易専用水道の管理の検査の登録番号					
登 録 年 月 日					
検 査 手 数 料					

第 5 号様式（第 6 条第 1 項関係）

指定検査機関申請書記載事項変更届

年 月 日		
(あて先) 横須賀市長		
所在地		
報告者 名 称		
電話番号		
指 定 検 査 機 関 名		
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後